

福岡市自殺対策協議会設置要綱

（目的）

第1条 福岡市における自殺対策に関して、各関係機関・団体等が緊密な連携を図るとともに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、福岡市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）自殺の実態に関する事項
- （2）自殺予防対策に関する事項
- （3）危機介入等に関する事項
- （4）自死遺族支援に関する事項
- （5）その他自殺対策の推進に関して必要な事項

（構成）

第3条 協議会は、別表に定める基準により、市長が委嘱または任命した委員をもって構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。また、副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。
- 4 前条の活動にあたり、会長が必要と認めるときは専門部会及び専門委員を置くことができる。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 協議会は、原則として公開とする。ただし、福岡市情報公開条例に規定する非公開にできる理由がある場合は、この限りではない。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、福岡市精神保健福祉センターに置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年11月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。現在、選任されている委員の任期は、第3条の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

区 分	所 属	人 員
医 療	大学病院	8 名
	一般社団法人福岡市医師会	
	一般社団法人福岡県精神科病院協会	
	福岡県精神神経科診療所協会	
	福岡市救急病院協会	
	一般社団法人福岡市薬剤師会	
	一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会	
学 識	大学	4 名
	福岡県弁護士会	
	福岡県司法書士会	
	報道機関	
民 間	社会福祉法人福岡いのちの電話	2 名
	リメンバー福岡 自死遺族の集い	
地 域	福岡市民生委員・児童委員協議会	1 名
労 働	福岡労働局	3 名
	福岡産業保健総合支援センター	
	福岡商工会議所	
警 察	福岡県警察本部	1 名
行政(福岡市)	市民局	8名
	こども未来局	
	福祉局	
	区保健福祉センター	
	消防局	
	教育委員会	
	市保健所	
	保健医療局	